

第1回 芦屋市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会 会議要旨

日 時	令和2年11月30日（月） 18:00～19:45
場 所	芦屋市役所 本庁舎 東館3階 中会議室
出席者	委員 ミネルヴァ法律事務所 畠田 健治 弁護士 委員 由良・塚田法律事務所 塚田 朋子 弁護士 委員 山口法律会計事務所 東 尚吾 弁護士
事務局	総務部長 川原 智夏 人事課長 鳥越 雅也 人事係長 阿南 龍虎 人事課主査 中島 匠

1 会議次第

- (1) 事務局あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 委員会長の選出
- (4) 対象事案の経過について
- (5) 今後の委員会の進め方について
- (6) その他

2 配布資料

- (1) 第三者調査委員会設置までの経緯
- (2) 芦屋市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱
(以下「第三者委員会設置要綱」という。)
- (3) 芦屋市ハラスメント調査委員会設置要綱
- (4) パワー・ハラスメント防止等に関する要綱

3 審議経過

- (1) 委員長選出
互選により、畠田委員が委員長に決定した。
- (2) 対象事案の経過について
事務局から配布資料に基づき経過の説明を行った。
- (3) 今後の委員会の進め方について
ア 必要な資料の提供
次回までに、第三者委員会設置要綱第7条に基づき、調査に必要となる資料等の提供を事務局に対し求めた。

なお、前回調査において、外部弁護士である影山弁護士が関係者に行なったヒアリング内容等については、影山弁護士のみが保有している情報があり、その情報は秘匿を前提に聞き取りをしているため、該当者に情報提供の了承を得た上で、第三者調査委員会の委員へ提供するものとする。

イ スケジュールの設定

アの提供資料の内容を確認し、スケジュール案を作成し、次回協議するものとする。

ウ 次回の第三者調査委員会

令和2年12月10日（木）18時～ 芦屋市役所本庁舎東館3階 中会議室